

臨時職員システム導入業務
公募型プロポーザル募集要項

平成 30 年 4 月 27 日

浦安市 総務部 人事課

1 趣旨

本募集要項は、臨時職員システム導入業務の優先契約候補者を選定するために実施する公募型プロポーザルの概要、審査手順等を示すものである。

2 概要

(1) 件名

臨時職員システム導入業務

(2) 業務内容

「臨時職員システム導入業務 提案依頼書」のとおり。

(3) 履行期間

契約日の翌日から平成 31 年 3 月 31 日まで

(4) 初期導入経費上限額

26,864,000 円以内とする（消費税を含まない。）

(5) 経常的経費上限額

月額 600,000 円以内とする（消費税を含まない。）

3 担当課等

〒279-8501 浦安市猫実一丁目 1 番 1 号

浦安市総務部人事課 人事研修係 大矢・関口

TEL：047-351-1111 内線

FAX：047-351-2121 Email：jinji@city.urayasu.lg.jp

4 募集及び選定スケジュール

募集要項の公表	平成 30 年 4 月 27 日（金曜日）
質問の締切	平成 30 年 5 月 9 日（水曜日）
質問への回答	平成 30 年 5 月 16 日（水曜日）
参加申込及び提案書の提出期限	平成 30 年 5 月 24 日（木曜日）
第一次審査結果の通知	平成 30 年 6 月 5 日（火曜日）
第二次審査デモンストラーションの実施	平成 30 年 6 月 14 日（木曜日）
第二次審査ヒアリングの実施	平成 30 年 7 月 2 日（月曜日）
第二次審査結果の通知	平成 30 年 7 月 6 日（金曜日）

5 応募手続

(1) 募集の実施

本募集要項に基づき、平成 30 年 4 月 27 日から平成 30 年 5 月 24 日まで募集する。

(2) 質問の受付と回答

- ・質問事項は、「臨時職員システム導入業務公募型プロポーザル応募様式集」（以下「資料1」という。）の様式1質問書に必要事項を記入し、3担当課等で示したメールアドレスにEメールで提出する。
- ・質問の受付期間は、平成30年4月27日から平成30年5月9日午後4時までとする。
- ・質問に対する回答は、平成30年5月16日に浦安市公式ホームページに掲載する。

(3) 参加申込及び提案書類の受付

応募者は、次のとおり応募書類を提出すること。なお、作成内容は応募様式集に従うものとする。

ア 受付期間

平成30年4月27日から平成30年5月24日午後5時まで

イ 受付時間

午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く。）

ウ 提出先

浦安市総務部人事課

エ 提出方法

浦安市公式ホームページから提出書類を入手し、必要書類を整え、直接持参すること。なお、提出した書類は審査終了後、本市において破棄するものとする。ただし、希望者には人事課で引渡しする。また、書類の作成に要する費用は応募者の負担とする。

オ 提出書類

応募様式集のとおり。

カ 提出部数

原本1部 コピー10部

電子媒体に記録した電子ファイルも1部提出すること。ファイル形式については、機能要件一覧、出力物要件一覧、見積指定書式はExcel形式とし、その他の部分はAdobe社のPDFとする。

(4) デモンストレーションの実施

（第一次審査に合格した応募者のみを対象とする。）

ア 実施日時等

平成30年6月14日に実施する。時間及び場所については、第一次審査に合格した応募者に通知する。

イ 出席者

デモンストレーションに出席できる提案事業者の者は、管理技術者及び本業務を中心的に担当する主任技術者を含めて5名以内とすること。

ウ デモンストレーションの内容

下記の内容について順に説明すること。デモンストレーションは、質疑応答含め

90分程度を予定する。

(ア) 共通項目

- ・画面の見易さ、操作性について

(イ) 個別項目

- ・機能要件一覧、出力物要件一覧において「対応可」とされているが、他提案事業者が「対応不可」もしくは「代替方法」と回答している内容

エ その他

説明に必要なパソコンは、提案事業者側で用意すること。（電源コンセント、プロジェクター、スクリーンは市側で用意する。）

(5) ヒアリングの実施

（第一次審査に合格した応募者のみを対象とする。）

ア 実施日時等

平成30年7月2日を予定日とする。時間及び場所については、第1次審査に合格した応募者に通知する。

イ 出席者

管理技術者及び本業務を中心的に担当する主任技術者を合わせて4名以内とする。

ウ ヒアリング内容

提案書の内容に関する説明30分以内（プロジェクターの使用も可）、及び質疑応答20分程度の50分程度を予定する。なお、説明は先に提出した提案書の記載内容を逸脱しない範囲とし、提案書の要点を簡潔にまとめたものとする。

エ その他

説明に必要なパソコンは、提案事業者側で用意すること。（電源コンセント、プロジェクター、スクリーンは市側で用意する。）

6 応募者の参加資格要件

応募者は、次の要件を全て満たしていなければならない。

なお、プロポーザル期間中に要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。

イ 浦安市一般競争入札参加資格適格者名簿に登録されていること。

ウ 浦安市入札参加資格者指名停止措置要綱の規定による停止措置を受けていない者であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が応募書類の提出日以前になされている場合はこの限りではない。

オ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立て中又は破産手

続期中でないこと。

カ I SMS やプライバシーマークなど、情報セキュリティ又は個人情報保護に関する第三者認証を取得していること。

7 提案の審査

(1) 選定委員会

優先契約候補者の選定は、選定委員会において行う。選定委員会の構成は次のとおり。

委員長	総務部長
委員	総務部次長
委員	総務部人事課長
委員	総務部情報政策課長
委員	教育総務部教育総務課長
(事務局 総務部人事課)	

(2) 第一次審査（書類審査）

選定委員会は、応募者が参加資格要件を満たしていることを確認した上で、応募書類を審査し、評価の高い上位5者程度を選定する。なお、応募者数が5者以下の場合、第一次審査は省略できるものとする。

(3) 第二次審査（書類審査・デモンストレーション・ヒアリング）

選定委員会は、提出された提案書及びヒアリング内容等について審査を行い、最高点を獲得した応募者（機能点及び提案点の合計において、満点の70%以上を獲得した者に限る）を優先契約候補者として選定する。ただし、最高点を獲得した応募者が複数あった場合は、価格点が最も高い応募者を優先契約候補者として選定する。

(4) 選定結果の通知公表

- ・第一次審査の結果については、応募者にEメールで通知する。
- ・第二次審査の結果については、第二次審査対象者にEメールで通知するとともに、優先契約候補者を浦安市公式ホームページで公表する。

(5) 契約協議及び契約

- ・市は、第二次審査の結果を踏まえ、優先契約候補者と業務内容及び契約金額等について協議し、協議が整ったときは速やかにシステム構築業務等にかかる契約を行うものとする。
- ・前項の協議が整わない場合は、第二次審査結果の上位者から順に同様の協議を行うものとする。

8 その他

- (1) 提案書に本市の求める要件に対応した記載がない場合、当該機能等の提案が無いものと判断する。
- (2) 以下のいずれかに該当する場合は、提案を無効とする。
 - 複数の提案をしたもの
 - 虚偽の記載をしたもの
 - 談合等の不正行為があったとき
- (3) 審査及び選定結果に係る電話等での問い合わせには応じないものとする。
- (4) 応募者は、審査・選定結果に対する異議を申し立てることはできない。